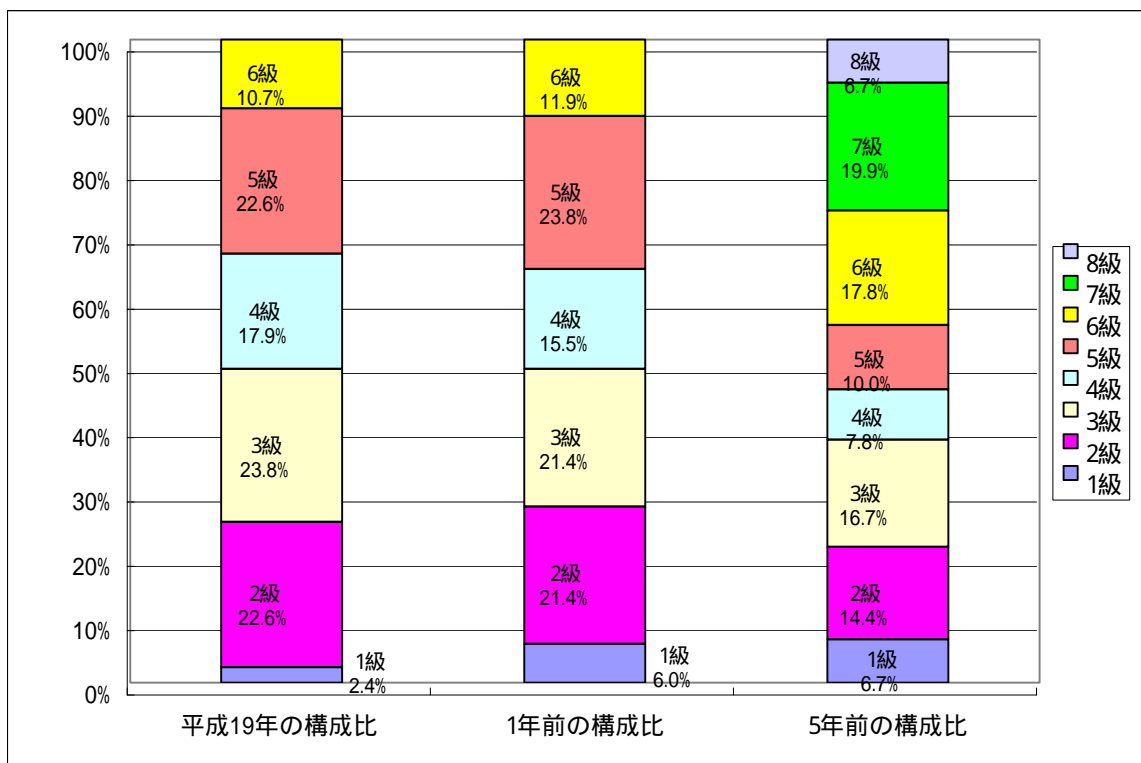


3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	1 書記の職務 2 主事の職務	2	2.4
2 級	主査の職務	19	22.6
3 級	主任の職務	20	23.8
4 級	1 係長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を分掌する主任の職務	15	17.9
5 級	1 課長(6級に掲げられた課長を除く)の職務 2 課長補佐(6級に掲げられた課長補佐を除く)の職務	19	22.6
6 級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務	9	10.7
計		84	100.0

(注) 1 立科町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

《勤務成績の評価の実施状況》
地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員に対する人事評価を実施することにより、能力及び実績に基づく人事管理を行い、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的とし、「立科町職員の人事評価に関する規程」制定に向けた試行を平成19年度実施。